

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給		
			報 酬	給 料	期 末 手 当 (年間支給率)
本 年 度	長 等	4	0	42,934,784	19,930,464 (3.43)月分
	議 員	47	354,330,962	0	133,086,713 (3.43)月分
	その他の特別職	4,623	3,829,207,571	0	0
	計	4,674	4,183,538,533	42,934,784	153,017,177
前 年 度	長 等	4	0	41,586,851	19,731,685 (3.43)月分
	議 員	47	353,213,035	0	144,593,957 (3.43)月分
	その他の特別職	7,281	3,876,088,771	0	0
	計	7,332	4,229,301,806	41,586,851	164,325,642
比 較	長 等	0	0	1,347,933	198,779
	議 員	0	1,117,927	0	△ 11,507,244
	その他の特別職	△ 2,658	△ 46,881,200	0	0
	計	△ 2,658	△ 45,763,273	1,347,933	△ 11,308,465

給与費明細書(一般会計)

(単位:円)

与 費			共 済 費	合 計
地 域 手 当	その他の手当	計		
6,255,650	31,273,130	100,394,028	10,156,222	110,550,250
0	0	487,417,675	299,583,000	787,000,675
0	0	3,829,207,571	374,828,956	4,204,036,527
6,255,650	31,273,130	4,417,019,274	684,568,178	5,101,587,452
6,045,280	18,080,423	85,444,239	10,281,190	95,725,429
0	0	497,806,992	56,133,000	553,939,992
0	0	3,876,088,771	365,014,709	4,241,103,480
6,045,280	18,080,423	4,459,340,002	431,428,899	4,890,768,901
210,370	13,192,707	14,949,789	△ 124,968	14,824,821
0	0	△ 10,389,317	243,450,000	233,060,683
0	0	△ 46,881,200	9,814,247	△ 37,066,953
210,370	13,192,707	△ 42,320,728	253,139,279	210,818,551

資料5

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数	給 与	
		給 料	職 員 手 当 等
本年度	3,512 (339)	13,797,661,572 (767,523,114)	14,148,798,477 (376,020,590)
前年度	3,551 (258)	14,208,804,908 (582,427,966)	14,406,187,820 (270,753,120)
比較	△ 39 (81)	△ 411,143,336 (185,095,148)	△ 257,389,343 (105,267,470)

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	本年度	248,473,962 (0)	2,550,608,983 (139,196,815)	3,744,268,425 (112,876,297)	1,977,514,184 (51,953,673)
	前年度	256,308,066 (0)	2,516,210,609 (101,535,956)	3,807,434,124 (80,381,867)	2,016,899,165 (33,355,476)
	比較	△ 7,834,104 (0)	34,398,374 (37,660,859)	△ 63,165,699 (32,494,430)	△ 39,384,981 (18,598,197)
等 の 内 訳	区 分	休 日 給 夜 勤 手 当	宿 日 直 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当
	本年度	114,891,453 (6,346,947)	8,133,400 (0)	3,334,700,109 (0)	222,112,992 (0)
	前年度	119,136,257 (5,021,956)	8,214,900 (0)	3,433,606,262 (0)	227,891,822 (0)
	比較	△ 4,244,804 (1,324,991)	△ 81,500 (0)	△ 98,906,153 (0)	△ 5,778,830 (0)

※()内は再任用職員で、外書きである。

給与費明細書(一般会計)

(単位:円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
27,946,460,049 (1,143,543,704)	5,004,197,083 (174,004,940)	32,950,657,132 (1,317,548,644)	
28,614,992,728 (853,181,086)	5,078,467,634 (113,787,071)	33,693,460,362 (966,968,157)	
△ 668,532,679 (290,362,618)	△ 74,270,551 (60,217,869)	△ 742,803,230 (350,580,487)	

管 理 職 手 当	通 勤 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
148,926,400 (7,040,047)	426,912,122 (41,271,697)	10,148,400 (0)	46,884,610 (2,486,550)	1,147,139,410 (14,848,564)
139,893,799 (6,262,000)	440,166,903 (30,939,292)	14,781,700 (0)	48,208,764 (2,070,800)	1,211,900,051 (11,185,773)
9,032,601 (778,047)	△ 13,254,781 (10,332,405)	△ 4,633,300 (0)	△ 1,324,154 (415,750)	△ 64,760,641 (3,662,791)

児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	子 ど も 手 当
0 (0)	876,000 (0)	929,000 (0)	6,032,027 (0)	160,247,000 (0)
9,170,000 (0)	876,000 (0)	2,687,000 (0)	7,233,398 (0)	145,569,000 (0)
△ 9,170,000 (0)	0 (0)	△ 1,758,000 (0)	△ 1,201,371 (0)	14,678,000 (0)

資料5

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	△ 226,048,188	給与改定に伴う増減分	△ 7,498,266
		昇給に伴う増加分	166,432,104
		その他の増減分	△ 384,982,026
職員手当等	△ 152,121,873	その他の増減分	△ 152,121,873

給与費明細書(一般会計)

(単位:円)

説 明	備 考
	給与改定率 △0.20 %
平均昇給率 1.21%	昇給職員数 4月 3,271人
実績による減	
実績による減	

資料5

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与			
区 分		行政職(一)	行政職(二)
平成24年3月1日現在	平均給料月額	335,796 円	305,129 円
	平均給与月額	446,230 円	404,486 円
	平均年齢	45 歳	48 歳
平成23年3月1日現在	平均給料月額	337,569 円	308,388 円
	平均給与月額	449,335 円	407,509 円
	平均年齢	45 歳	48 歳
イ 初任給			
(杉並区)			
区 分	行政職(一)	医療職(一)	医療職(二)
高 校 卒	Ⅲ類 143,000		
短 大 卒	Ⅱ類 157,300		159,300
大 学 卒	Ⅰ類 181,200	226,900	182,300
(国)			
区 分	行政職(一)	医療職(一)	医療職(二)
高 校 卒	Ⅲ種 140,100		
短 大 卒			156,000
大 学 卒	Ⅰ種 181,200	237,700	178,200

給与費明細書(一般会計)

医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	教育職
486,638 円	347,760 円	333,421 円	273,001 円
794,479 円	462,003 円	431,131 円	338,352 円
55 歳	48 歳	45 歳	33 歳
464,510 円	342,996 円	333,583 円	272,857 円
781,438 円	448,848 円	430,210 円	347,346 円
51 歳	47 歳	45 歳	32 歳

(単位:円)

医療職(三)	幼稚園教育職	学校教育職
175,000	175,700	178,100
187,500	193,000	195,600

医療職(三)
180,500
201,100

資料5

ウ 級別職員数						
区 分		行政職(一)		行政職(二)		医療
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数
平成 24年 3月 1日 現在	9級	5 人	0.2 %	— 人	— %	— 人
	8級	31 (1)	1.2 (0.5)	—	—	—
	7級	15	0.6	—	—	—
	6級	51 (8)	1.9 (3.9)	—	—	—
	5級	191 (2)	7.2 (1.0)	—	—	—
	4級	886 (27)	33.6 (13.0)	4	0.7	—
	3級	901 (165)	34.2 (79.7)	102	19.1	2
	2級	406 (4)	15.4 (1.9)	264 (97)	49.3 (82.2)	4
	1級	149	5.7	165 (21)	30.9 (17.8)	2
	計	2,635 (207)	100.0 (100.0)	535 (118)	100.0 (100.0)	8
平成 23年 3月 1日 現在	9級	6	0.2	—	—	—
	8級	27 (1)	1.0 (0.6)	—	—	—
	7級	13	0.5	—	—	—
	6級	49 (7)	1.8 (4.6)	—	—	—
	5級	198 (2)	7.5 (1.3)	—	—	—
	4級	958 (24)	35.9 (15.6)	4	0.7	—
	3級	853 (116)	32.0 (75.3)	113	19.8	2
	2級	426 (4)	16.0 (2.6)	241 (11)	42.1 (11.2)	5
	1級	137	5.1	214 (87)	37.4 (88.8)	3
	計	2,667 (154)	100.0 (100.0)	572 (98)	100.0 (100.0)	10

※()内は再任用職員で、外書きである。

(一般行政職の標準的な級別職務内容)

職務の級	標準的な職務
9 級	統括部長の職務
8 級	1. 部長の職務 2. 重要な業務を所掌する統括課長の職務
7 級	1. 統括課長の職務 2. 極めて困難な業務を分掌する課長の職務
6 級	課長の職務

職(一)	医療職(二)		医療職(三)		教育職	
構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
— %	— 人	— %	— 人	— %	— 人	— %
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	2 (1)	2.1 (25.0)	2	1.3
—	2	4.7	4	4.1	2	1.3
—	19	44.2	34	35.0	1	0.7
25.0	19 (4)	44.2 (80.0)	38 (3)	39.2 (75.0)	6	4.0
50.0	2 (1)	4.7 (20.0)	15	15.5	126	84.6
25.0	1	2.2	4	4.1	12	8.1
100.0	43 (5)	100.0 (100.0)	97 (4)	100.0 (100.0)	149	100.0
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	2 (1)	2.0 (33.3)	2	1.6
—	2	4.4	4	4.1	2	1.6
—	20	44.5	34	34.7	1	0.8
20.0	19 (3)	42.2 (75.0)	36 (2)	36.8 (66.7)	—	—
50.0	4 (1)	8.9 (25.0)	20	20.4	120	96.0
30.0	—	—	2	2.0	—	—
100.0	45 (4)	100.0 (100.0)	98 (3)	100.0 (100.0)	125	100.0

職務の級	標準的な職務
5 級	1. 総括係長の職務 2. 困難な業務を処理する係長、担当係長又は主査の職務
4 級	1. 係長、担当係長又は主査の職務 2. 特に高度の知識又は経験を必要とする主任主事の職務
3 級	1. 主任主事の職務 2. 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	2級から9級までの職務の級に属さない職員の職務

資料5

エ 昇給					
区 分		合 計	行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職 員 数	3,511 人	2,665 人	542 人	
	成 績 昇 給	2 号 加 算	549	426	85
		4 号 加 算	53	46	6
	遠 隔 地 昇 給	2	2	0	
	昇 任 時 昇 給	管理職昇任	0	0	0
	採 用 時 調 整	1 号 加 算	24	24	0
		2 号 加 算	27	0	0
		3 号 加 算	30	30	0
		4 号 加 算	3	3	0
		5 号 加 算	3	3	0
合 計		691	534	91	
前 年 度	職 員 数	3,550 人	2,696 人	573 人	
	成 績 昇 給	2 号 加 算	562	445	94
		4 号 加 算	62	52	8
	遠 隔 地 昇 給	2	2	0	
	昇 任 時 昇 給	管理職昇任	0	0	0
	採 用 時 調 整	1 号 加 算	20	19	0
		2 号 加 算	28	0	0
		3 号 加 算	34	34	0
		4 号 加 算	5	5	0
		5 号 加 算	4	4	0
合 計		717	561	102	
オ 期末手当・勤勉手当					
区 分		支 給 期 別 支 給 率			
		6 月(月分)	12 月(月分)	3 月(月分)	
本 年 度	一般職員	1.825	1.875	0.25	
	管理職員	1.825	1.875	0.25	
	(一般職員)	(0.975)	(1.025)	(0.10)	
	(管理職員)	(0.975)	(1.025)	(0.10)	
前 年 度	一般職員	1.90	1.95	0.10	
	管理職員	1.90	1.95	0.10	
	(一般職員)	(1.00)	(1.05)	(0.05)	
	(管理職員)	(1.00)	(1.05)	(0.05)	
都 の 制 度		1.90	2.05	—	
国 の 制 度		1.90	2.05	—	
※()内は再任用職員に係る支給率である。					

給与費明細書(一般会計)

医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	教育職
8人	43人	101人	152人
2	5	14	17
0	1	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	2	25
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
2	6	16	42
10人	46人	99人	126人
0	7	15	1
0	0	2	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	1
1	0	0	27
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
1	7	17	29

支給率計 (月分)	職制上の段階 職務の級等による加算措置	備 考
3.95 3.95 (2.10) (2.10)	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 管理職員 期末手当 2.20月分 勤勉手当 1.75月分 (一般職員 期末手当 1.45月分 勤勉手当 0.65月分) (管理職員 期末手当 1.25月分 勤勉手当 0.85月分)
3.95 3.95 (2.10) (2.10)	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 管理職員 期末手当 2.20月分 勤勉手当 1.75月分 (一般職員 期末手当 1.45月分 勤勉手当 0.65月分) (管理職員 期末手当 1.25月分 勤勉手当 0.85月分)
3.95	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分
3.95	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 特定管理職員 期末手当 2.20月分 勤勉手当 1.75月分

資料5

カ 退職手当の支給率等					
区 分		基本額の支給率			
		20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)
区 (支給率等)	普通	24.25	32.50	49.75	50.00
	定年(勸奨)	33.50	43.50	59.20	59.20
国の制度 (支給率等)	普通	23.50	33.50	47.50	59.28
	定年(勸奨)	30.55	41.34	59.28	59.28
キ 地域手当の支給率等					
地 域					
区		支 給 率			
		支 給 対 象 職 員 数			
国の指定基準に基づく支給率(本則値)					
※南伊豆健康学園の職員は、地域手当を段階的					

調整額	その他
退職前20年度間の職務・職責に応じて定める調整額を基本額に加算	
上に同じ	早期退職者割増制度 (2～20%加算)
職務・職責に応じて定める調整月額のうち、額の多いものから60月分を基本額に加算	
上に同じ	早期退職者割増制度 (2～20%加算)

1級地 (特別区)	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地
18%	-	-	-	-	-
3,502人	-	-	-	-	-
18%	15%	12%	10%	6%	3%

に引き下げており、平成23年度は8%である。

資料5

ク 特殊勤務手当				
区 分	全職種	行政職(一)	行政職(二)	医療職(一)
給料総額に対する比率	0.3%	0.1%	1.9%	0.0%
支給対象職員の比率	13.2%	6.4%	47.1%	0.0%
(代表的な特殊勤務手当の名称) ○ 支給額(上位5位まで) 1 清掃業務手当 2 障害者(児)施設等業務手当 3 福祉事務所等業務手当 4 不規則勤務手当 5 放射線業務手当				
ケ その他の手当				
区分	区		都	
扶養手当	配偶者及び配偶者を欠く第1子	13,700円	配偶者及び配偶者を欠く第1子	
	その他の扶養親族2人まで	各5,500円	その他の扶養親族2人まで	
住居手当	3人目以降	各5,500円	3人目以降	
	満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、4,000円加算(配偶者を欠く第1子を除く)		満15歳に達する日後の最初の以後の最初の3月31日までの円加算(配偶者を欠く第1子を	
通勤手当	扶養認定限度額	1,400,000円	扶養認定限度額	
	1. 世帯主(準ずる者を含む)である者		1. 世帯主(準ずる者を含む)であ	
扶養手当	扶養親族 有	8,800円	扶養親族 有	8,800円
	扶養親族 無	8,300円	扶養親族 無	8,300円
住居手当	2. 単身赴任手当を支給される者で、配偶者等が現に居住する住居に同居するときには世帯主(準ずる者を含む)となるもの		2. 単身赴任手当を支給される者住居に同居するときには世帯	
	扶養親族 有	4,400円	扶養親族 有	4,400円
通勤手当	扶養親族 無	4,100円	扶養親族 無	4,100円
	1. 交通機関利用者の運賃相当額	限度額 55,000円	1. 交通機関利用者の運賃相当	
通勤手当	ただし、異動等に伴い、新幹線を利用しなければ通勤が困難となる場合は、特別料金等の1/2(20,000円を限度)を加算		ただし、異動等に伴い、新幹	
	2. 交通用具利用者		2. 交通用具利用者	
通勤手当	5km未満	2,600円	5km未満	2,600円
	5km以上10km未満	3,000円	5km以上10km未満	3,000円
通勤手当	10km以上15km未満	5,000円	10km以上15km未満	5,000円
	15km以上20km未満	7,000円	15km以上20km未満	7,000円
通勤手当	20km以上25km未満	9,000円	20km以上25km未満	9,000円
	25km以上35km未満	11,000円	25km以上35km未満	11,000円
通勤手当	35km以上	13,000円	35km以上	13,000円

医療職(二)	医療職(三)	教育職
0.5%	0.1%	0.0%
40.0%	18.7%	0.0%

○ 支給人員 (上位5位まで)

- 1 清掃業務手当
- 2 障害者(児)施設等業務手当
- 3 福祉事務所等業務手当
- 4 不規則勤務手当
- 5 取締・指導等業務手当

		国	
子	13,500円 各6,000円 各6,000円	配偶者 その他の扶養親族 (ただし、配偶者を欠く扶養親族1人については11,000円)	13,000円 6,500円
4月1日から満22歳に達する日 間にある子については、4,000 除く)		満15歳に達する日後最初の4月1日から満22歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある子については、5,000円加算	
	1,400,000円	扶養認定限度額	1,300,000円
る者		1. 月額12,000円を超える家賃を支払っている者 家賃月額23,000円以下の者 家賃月額より12,000円を控除した額 家賃月額23,000円を超える者 家賃月額より23,000円を控除した額の1/2(16,000円を限度)を 11,000円に加算した額	
扶養親族 有	8,500円		
扶養親族 無	8,500円		
で、配偶者等が現に居住する 主(準ずる者を含む)となるもの		2. 単身赴任手当を支給されている者で、配偶者等が居住するための 住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている者 上記1により算出した額の1/2に相当する額	
扶養親族 有	4,200円		
扶養親族 無	4,200円		
額	限度額 55,000円	1. 交通機関利用者の運賃相当額	限度額 55,000円
線を利用しなければ通勤が困難		ただし、異動等に伴い、新幹線等を利用しなければ通勤が困難とな る場合は、特別料金等の1/2(20,000円を限度)を加算	
1/2(20,000円を限度)を加算		2. 交通用具利用者	
5km未満	2,600円	5km未満	2,000円
5km以上10km未満	3,000円	5km以上10km未満	4,100円
10km以上15km未満	5,000円	10km以上15km未満	6,500円
15km以上20km未満	7,000円	15km以上20km未満	8,900円
20km以上25km未満	9,000円	20km以上25km未満	11,300円
25km以上35km未満	11,000円	25km以上30km未満	13,700円
以下省略		以下省略	